

## 第2章 各種資料

# 1 事務日程表

1. この日程表は衆議院議員補欠選挙（福岡県第3区）の事務執行手続きの中で主要な事務についてその概要を記載したものである。市町村において処理すべき事務については、様式集を参考資料として添付しているので参照されたい。

2. この日程表に用いた法令名等は次のとおり省略した。

法	……………	公職選挙法
令	……………	公職選挙法施行令
規	……………	公職選挙法施行規則
規	程	……………公職選挙法事務取扱規程
立	規	……………立会演説会規程
運	規	……………公職選挙法及び同法施行令の規定による選挙運動及び政党その他の政治団体の政治活動に関する規程
放	規	……………政見放送及び経歴放送実施規程
補欠選挙	……………	衆議院議員補欠選挙

# 衆議院議員補欠

昭和48年12月23日執行

月 日 曜	逆算日	県	
		処 理 事 項	根 拠 法 令
12月2日	日	<p>告 示 日 前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員会開催</li> <li>○ 補欠選挙の執行計画の決定</li> <li>○ 規程類の整備</li> <li>○ 事務分担、選挙事務の委嘱</li> <li>○ 啓発宣伝計画の決定および実施</li> <li>○ 市町村選管の事務指導（委員長、書記長会議開催）</li> <li>○ 補欠選挙の投票用紙、封筒等の印刷発送</li> <li>○ 諸印刷物の作成配布</li> <li>○ 選挙長、同職務代理者の選任準備</li> <li>○ 立会演説会開催市町村の指定（市は単位の協議）</li> <li>○ 立会演説会実施について政党等と打合せ</li> <li>○ 立会演説会開催計画の決定</li> <li>○ 公営の個人演説会施設の指定報告の受理および告示</li> <li>○ ポスター掲示場設置場所の報告の受理</li> <li>○ 標旗、腕章等証明書類の作成</li> <li>○ 選挙運動に関する支出金額の制限額算定</li> <li>○ 各種告示案、通知案の作成</li> <li>○ 立候補受付準備（関係証明書類の整備）</li> <li>○ 立候補予定者説明会（届出書事前審査）</li> <li>○ 取締機関、報道機関との協議打合せ</li> <li>○ 政見放送関係事務打合せ</li> <li>○ 政治活動用ポスターの証紙印刷</li> <li>○ 推せん演説会開催周知用ポスターの証紙印刷</li> <li>○ 選挙時登録の告示</li> </ul>	<p>法 6 ①</p> <p>法 153 ① 立規 1 法 155 ③</p> <p>法 155 ① ② 法 161 ③ ④</p> <p>法 194</p> <p>令 14 ②</p>
12月3日	月 20	<p>衆議院議員補欠選挙期日の告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙長および同職務代理者の選任告示</li> <li>○ 選挙長の事務を取扱う場所の告示（選挙長）</li> <li>○ 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示</li> <li>○ 投票用紙、不在者投票用封筒等に押すべき印の告示</li> <li>○ 選挙立会人選任のくじを行なう場所および日時</li> <li>○ 選挙会の場所および日時の告示</li> <li>○ 立会演説会開催計画の告示</li> <li>○ 立会演説会参加申込書受付開始（4日まで）</li> </ul>	<p>法 34 法 75 令 80 令 81</p> <p>法 196 規則 様式備考</p> <p>法 76</p> <p>法 78</p> <p>法 155 法 156 立規 9</p>

# 選挙事務日程表

市	町	村	
処 理 事 項		根 拠 法 令	様 式
○	市町村の職員に対する選挙事務の委嘱または充当等について市町村長との協議	自治法 180 の 3	
○	市町村の職員に対する選挙事務の委嘱およびその処理事務の指導	法 213	1
○	補欠選挙の執行計画および事務計画の決定		
○	啓発計画の決定および明るく正しい選挙運動の推進	法 6 ①	
○	ポスター掲示場設置場所の告示および県委員会に対する報告	運規 10 の 2	24
○	ポスター掲示場の区画に記載する番号を定めるくじを行なう場所および日時の告示	運規 10 の 4	22
○	投票用紙等諸印刷物の受領保管		
○	不在者投票に関する事務従事者の決定および投票記載場所等の設備	法 49 令 第 5 章	
○	投票管理者、同職務代理者および開票管理者、同職務代理者の選任準備	法 37 令 24 法 61 令 67	
○	投票所入場券等必要書類の印刷	規程 20	
○	投票箱、点字器等選挙に使用する資材器具等の点検準備		
○	投票所開閉時刻の繰上げまたは繰り下げの申請	法 40 規程 19	6
○	立台演説会開催単位を県と協議(市)	立規 1	24
○	立台演説会施設調書の提出	立規 2	25
○	個人演説会の施設の指定、報告および費用の納付額の協議	令 121 ②	
○	個人演説会の施設の使用予定表の作成	令 118	
○	個人演説会の施設の使用に関する定および公表について当該施設の管理者を指導	令 119 ②	
○	選挙時登録(12月2日)	法 22 ②	
○	選挙時登録の縦覧場所の告示	法 23 ②	26
○	選挙人名簿登録者数報告		
○	補欠選挙の不在者投票のための投票用紙、投票用封筒の交付場所の告示		2
○	投票所の告示(なるべく)	法 41	4.5
○	投票管理者およびその職務代理者の選任告示	令 25	3
○	開票の場所および日時の告示(なるべく)	法 64	14
○	開票管理者およびその職務代理者の選任告示	令 68	13
○	開票立会人決定のくじを行なう場所および日時の告示	法 62 ⑥	15
○	候補者の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行なう場所および日時の告示	法 175 の 2 運規 35 ②	

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
12月3日	月	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立候補の受付開始（立候補者の告示、通知、照会および報告）（4日まで）</li> <li>○ 候補者に標旗、腕章その他の証明書類の交付</li> <li>○ 立候補者は選挙運動開始</li> <li>○ 選挙事務所の設置および異動届受付開始</li> <li>○ 違反選挙事務所の閉鎖命令（そのつど）</li> <li>○ 出納責任者の選任（異動）届受付開始</li> <li>○ 選挙公報掲載文申請受付開始（6日まで）</li> <li>○ 選挙運動のために使用される事務員に関する届出受付開始</li> <li>○ 政党その他の政治団体の政治活動用ポスターの証紙交付（そのつど）</li> <li>○ 違反文書図面の撤去命令（そのつど）</li> <li>○ 政談演説会開催申出受付開始（立札等表示証の交付）</li> <li>○ 推せん団体の確認書交付、自治大臣へ通知</li> <li>○ 推せん団体による推せん演説会開催周知用ポスターの検印（そのつど）</li> </ul>	<p>法 86</p> <p>法 129</p> <p>法 130</p> <p>法 134</p> <p>法 180・182</p> <p>法 168</p> <p>法 197の2④</p> <p>法 147</p> <p>法 201の11</p> <p>法 201の4</p>
12月4日	火	19	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立会演説会参加申込最終日</li> <li>○ 立会演説会における候補者の演説の順序を定めるくじ（午後6時 事務室において）</li> <li>○ 同上の告示、候補者および市町村選挙管理委員会への通知</li> <li>○ 立候補届出締切日</li> </ul>	<p>立規 9</p> <p>立規 10</p> <p>＃ 11</p> <p>法 156の2⑤</p> <p>法 86</p>
12月5日	水	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定期日（12月4日）後の立会演説会参加申込受付開始</li> <li>○ 同上の場合、参加し得る立会演説会の日および会場ならびに演説順位の決定、告示および通知</li> <li>○ 政見放送申込最終日</li> </ul>	<p>法 157 立規 12</p> <p>法 157③</p> <p>放規 4②</p>
12月6日	木	17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げの承認および市町村選挙管理委員会に通知</li> <li>○ 選挙公報掲載文申請最終日</li> <li>○ 選挙公報掲載文の掲載順序のくじ（午後6時 事務室において）</li> <li>○ 政見放送の日時の決定（くじ午前10時）</li> </ul>	<p>法 40</p> <p>法 168①</p> <p>法 169④</p> <p>放規 11</p>
12月7日	金	16	○ 選挙公報の印刷校正	
12月8日	土	15	○ 選挙公報の印刷	
12月9日	日	14	○ 選挙公報の印刷	

市 町 村	処 理 事 項	
	根 拠 法 令	様 式
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立会演説会開催単位の告示（市）</li> <li>○ 不在者投票受付開始</li> <li>○ 公営施設使用の個人演説会開催申出受付開始</li> <li>○ 選挙長から通知のあった候補者に関する事項を投票管理者および開票管理者に通知（そのつど）</li> <li>○ 開票立会人届出受付開始</li> <li>○ 違反文書図面の撤去命令（そのつど）</li> <li>○ 選挙人名簿縦覧（選挙時登録）</li> <li>○ 選挙事務所の設置および異動届受付開始</li> <li>○ 候補者にポスター掲示場設置場所一覧表および図面の交付</li> <li>○ 選挙人名簿縦覧（選挙時登録 1 2月 3日～4日）</li> </ul>	立規 1② 法 49 令 5 章  法 163  令 92 法 62 法 147  法 130 令 111の 2	   18、19   23
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ポスター公営掲示場にポスターを掲示後、法第 8 6 条第 9 項の規定により届出を却下し、もしくは候補者が死亡し、または第 9 1 条、もしくは第 1 0 3 条第 4 項の規定に該当するに至った旨の通知を受けたときは、当該候補者にかかるポスターを撤去すること。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示準備（1 市町村または 1 単位につき 5 0 ケ所以上）</li> <li>○ 公営施設使用の個人演説会開始</li> </ul>	法 158 法 163	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投票所開閉時刻の繰上げ、繰下げの告示および投票管理者に通知</li> </ul>	法 40②	7、8

月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根 拠 法 令
12月10日	月	13	○ 選挙公報発送	
12月11日	火	12		
12月12日	水	11	○ 立会演説会の指導および状況調査(そのつど)	
12月13日	木	10		
12月14日	金	9		
12月15日	土	8		
12月16日	日	7		
12月17日	月	6		
12月18日	火	5		
12月19日	水	4		
12月20日	木	3	○ 補充立候補届出期限 ○ 選挙立会人届出最終日	法 86 ⑤ 法 76

市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
<input type="radio"/> 立会演説会に関する候補者の氏名等の掲示開始（1市町村または1単位につき50ヶ所以上） <input type="radio"/> 立会演説会司会者の指定 <input type="radio"/> 選挙公報の受領	法 158 立規 15	
<input type="radio"/> 選挙公報配布開始	法 170	
<input type="radio"/> 立会演説会開始 <input type="radio"/> 立会演説会場の表示および演説会場における候補者の氏名および党派別の掲示（そのつど） <input type="radio"/> 立会演説会の設備および演説の司会ならびに開催結果の報告（そのつど） <input type="radio"/> 選挙公報の配布	法 152 法 158 ② 立規 3	29
<input type="radio"/> 選挙公報の配布 <input type="radio"/> 立会演説会	法 152	
<input type="radio"/> 立会演説会 <input type="radio"/> 選挙公報の配布	法 152	
<input type="radio"/> 立会演説会 <input type="radio"/> 選挙公報の配布	法 152	
<input type="radio"/> 立会演説会 <input type="radio"/> 選挙公報の配布	法 152	
<input type="radio"/> 投票所の告示最終日 <input type="radio"/> 選挙公報の配布	法 152	
<input type="radio"/> 投票所の告示最終日 <input type="radio"/> 投票所における氏名等の掲示の順序を定めるくじ <input type="radio"/> 選挙公報の配付	法 41 法 175の2 運規 35 ②	
<input type="radio"/> 投票立会人の選任（3～5人）、投票管理者および本人に通知 <input type="radio"/> 選挙公報の配布 <input type="radio"/> 投票所入場券の配布	法 38 令 31	12、13、14
<input type="radio"/> 開票立会人届出最終日 <input type="radio"/> 投票立会人選任通知最終日	法 62 ① 法 88	



月 日	曜	逆算日	県	
			処 理 事 項	根拠法令
12月20日	木			
12月21日	金	2	○ 選挙立会人選任のくじ	法 76
12月22日	土	1	○ 選挙運動最終日 ○ 投票所設備状況調査	法 129
12月23日	日	0	<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">投 票 日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">開 票 日</div> </div> ○ 投票所を設けた場所の入口から300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令 ○ 投票、開票状況の調査 ○ 投票、開票の中間および結果の速報受理、集計、自治省に報告、発表	法 132 " 134  規程 23 " 41
12月24日	月	1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-bottom: 10px;">開 票 日</div> ○ 開票状況調査（開票未了市町村） ○ 開票結果速報受理、集計、報告、発表 ○ 開票結果の審査受領 ○ 選挙会の準備	規程 41 " 42
12月25日	火	2	○ 選挙会開催 ○ 当選人の決定、選挙管理委員会に報告 ○ 当選人に告知、住所、氏名等の告示 ○ 当選証書の附与および告示 ○ 当選等に関する報告（自治大臣あて） ○ 選挙に関する収支報告書の受付開始 ○ 政党その他政治団体の選挙に関する収支報告書の受付開始	法 80 " 101 " 101 " 105 " 108 " 189
12月26日	水	3	○ 選挙結果の整理 ○ 選挙執行経費の精算 ○ 選挙結果調の作成 ○ 選挙運動費用に関する収支報告および政党その他の政治団体の選挙に関する収支報告の公表	

市 町 村		
処 理 事 項	根 拠 法 令	様 式
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開票立会人選任のくじ</li> <li>○ 選挙公報の配布</li> </ul>	法 62 ②	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙公報の配布完了期限</li> <li>○ 投票所および開票所の事務従事者の事務分担決定期限 (投票管理者、開票管理者)</li> </ul>	法 170	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投票所入場券配布完了期限</li> <li>○ 投票所の設備、投票所内の氏名等の掲示</li> <li>○ 投票所を設けた場所の入口から 300メートルの区域の表示</li> <li>○ 当日有権者見込数の報告</li> <li>○ 不在者投票最終日</li> </ul>	令 31 法 175の2 令32 法 132  法 49 令第5章	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">投 票 日</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">開 票 日</div> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 投票所を設けた場所の入口から 300メートル未満の区域に設けられた選挙事務所の閉鎖命令</li> <li>○ 投票事務の処理、投票の中間および結果の速報</li> <li>○ 投票録の作成、投票録等を開票管理者に送致</li> <li>○ 開票事務の処理、開票の中間および結果の速報ならびに開票録の作成</li> </ul>	法 132 “ 134 規程 23 規程25 法 54.55 法 66 規程41	15、19
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">開 票 日</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開票速報（開票未了市町村）</li> <li>○ 開票結果の報告（選挙長）</li> <li>○ 開票結果報告期限（持参すること）</li> </ul>	規程 41 規程 42	20
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 選挙事務報告</li> </ul>		

# 衆議院議員補欠選挙（福岡）

昭和48年12月23日執行

月 日	1 2 月												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
曜	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
経過日			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
逆算日	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10
主要処理事項	<p>告示日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 選挙期日の告示、選挙長、同職務代理者の選任告示（県）</li> <li>投票管理者、開票管理者およびそれらの職務代理者の選任告示（市）</li> </ul> <p>○ 投票用紙等市町村配布</p> <p>立候補届出期間（補充立候補届出期）</p> <p>選挙立会人届出（県） 投票立会人の選任、開票立</p> <p>不在者投</p> <p>選挙運動期間（選挙事務所設置、異動届、出納責任者の選任届、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政見放送申込期間</li> <li>○ 立会演説会開催計画の告示</li> </ul> <p>立会演説会参加申出期間 立会演説</p> <p>○ ポスター掲示場設備最終期限（1投票区について5～10ヶ所）</p> <p>ポスターを公営掲示場に掲示しておくことができる期間</p> <p>選挙公報掲載申請期間 選挙公報印刷発送</p>												



## 2 臨時啓発事業の概要

事業の種類	実施時期	事業の概要
1 四者協議会開催 明るく正しい選挙推進運動本部の 設置 共同声明の発表	12月 3日	地方検察庁、県警本部、県明るく正しい 選挙推進協議会および県選管の四者が明 るく正しい選挙の推進をはかるため対策 を協議し、共同声明を発表するとともに、 明るく正しい選挙推進運動本部を設置し た。
2 委員長談話	投票日前日	
3 広報車による啓発	期 間 中	県の広報車により投票日の周知、投票参 加の呼びかけ等三区一円に啓発宣伝を行 なった。
4 飛行機による啓発	投 票 日	セスナ機により三区一円に投票参加を呼 びかけた。
5 ポスターによる啓発	期 間 中	三区一円にポスターを掲示して投票日の 周知、投票参加を呼びかけた。
6 構内放送による啓発	12月16日 ～12月23日	西鉄大牟田線の主要駅でスポット放送に より投票日の周知、投票参加を呼びかけ た。

# 共 同 声 明

衆議院議員補欠選挙（福岡県第3区）は、本日告示され、きたる12月23日に投票が行われる。申すまでもなく、選挙は民主政治の基盤である。従って、民主政治の健全な発展をはかるには、多数の選挙人が投票に参加し、その投票が選挙人の自由な意思に基づいて明るく正しく行われなければならない。

しかるに、近年各種選挙の実態調査等に明らかなように、若い年齢層における脱政治化の傾向が顕著となり、又一方においては、依然として悪質な選挙違反があとをたたず、明るく正しい選挙の実現を念願するものとしてまことに憂慮にたえない。

かが国をとりまく政治情勢は、内政、外交両面にわたって多くの課題に直面しており、このようなときに国政レベルの選挙が行われることはきわめて大きい意義があると考ええる。

われわれ四者は、以上のような認識にたって各機関のもつ機能を十分発揮しあい、明るく正しい選挙の実現をめざして最善の努力をすることを確認した。

ここに、候補者及び選挙運動関係者に対して、公職選挙法を守り、いやしくも違法行為等のないよう強く要望するとともに、他方一般有権者各位におかれても、主権者たるにふさわしい高い政治意識と識見に基づき、各政党の政策や候補者の政見をよく見、よく聞き、よく考えて、明るく正しい一票を行使されるよう切望するものである。

以上声明する。

昭和48年12月3日

福岡地方検察庁検事正 築 信 夫

福岡県警察本部長 山 下 禎 造

福岡県明るく正しい選挙推進協議会会長 根 津 菊次郎

福岡県選挙管理委員会委員長 宮 崎 時 春

### 3 選挙当日有権者数に関する調

区 分 市町村名	(a) 昭和48年12月2日現在 選挙人名簿登録者数			(b) 昭和48年12月3日 以降登録者数			(c) 昭和48年12月3日 以降抹消者数			(d) 失 格 者 数			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
大牟田市	54,237	66,368	120,605	57	61	118	73	65	138	19	2	21	
久留米市	62,448	73,827	136,275	11	17	28	283	258	541	23	3	26	
柳川市	14,557	17,367	31,924	0	0	0	56	71	127	3	0	3	
八女市	12,340	14,601	26,941	3	4	7	18	18	36	4	0	4	
筑後市	12,278	14,619	26,897	4	5	9	12	13	25	1	0	1	
大川市	16,423	18,321	34,744	9	2	11	17	29	46	1	0	1	
小郡市	11,011	12,493	23,504	19	13	32	35	27	62	4	1	5	
市 部 計	183,294	217,596	400,890	103	102	205	494	481	975	55	6	61	
浮羽郡	吉井町	5,718	6,873	12,591	0	1	1	22	17	39	0	0	0
	田主丸町	7,350	8,922	16,272	0	0	0	21	30	51	2	0	2
	浮羽町	5,956	7,090	13,046	1	2	3	17	16	33	0	0	0
	計	19,024	22,885	41,909	1	3	4	60	63	123	2	0	2
三井郡	北野町	3,875	4,561	8,436	0	0	0	6	2	8	0	0	0
	大刀洗町	4,121	4,766	8,887	0	0	0	3	5	8	4	7	11
	計	7,996	9,327	17,323	0	0	0	9	7	16	4	7	11
三潞郡	城島町	4,509	5,313	9,822	0	2	2	6	1	7	0	0	0
	大木町	4,107	4,851	8,958	0	0	0	6	5	11	8	1	9
	三潞町	3,977	4,667	8,644	6	4	10	8	2	10	0	0	0
	計	12,593	14,831	27,424	6	6	12	20	8	28	8	1	9
八女郡	黒木町	5,983	6,945	12,928	0	1	1	3	5	8	3	0	3
	上陽町	1,938	2,184	4,122	2	2	4	0	0	0	0	0	0
	立花町	5,057	5,890	10,947	3	3	6	13	21	34	1	0	1
	広川町	4,945	5,666	10,611	2	5	7	26	23	49	0	0	0
	矢部村	1,060	1,276	2,336	0	0	0	4	5	9	2	0	2
	星野村	1,647	2,094	3,741	2	1	3	3	1	4	0	0	0
	計	20,630	24,055	44,685	9	12	21	49	55	104	6	0	6
山門郡	瀬高町	8,656	10,306	18,962	1	1	2	28	8	36	4	0	4
	大和町	6,041	7,050	13,091	2	9	11	2	1	3	0	0	0
	三橋町	5,247	6,325	11,572	3	0	3	26	35	61	1	0	1
	山川町	2,152	2,449	4,601	0	0	0	5	6	11	0	0	0
	計	22,096	26,130	48,226	6	10	16	61	50	111	5	0	5
三池郡高田町	5,812	6,713	12,525	0	0	0	6	7	13	3	0	3	
郡 部 計	88,151	103,941	192,092	22	31	53	205	190	395	28	8	36	
第3区合計	271,445	321,537	592,982	125	133	258	699	671	1,370	83	14	97	

(e) 差引選挙当日 有権者見込数			(f) 選挙当日補 正登録者数			(g) 選挙当日 有権者数		
男	女	計	男	女	計	男	女	計
54,202	66,362	120,564	10	9	19	54,212	66,371	120,583
62,153	73,583	135,736	3	6	9	62,156	73,589	135,745
114,498	17,296	31,794	4	2	6	14,502	17,298	31,800
12,321	14,587	26,908	0	0	0	12,321	14,587	26,908
12,269	14,611	26,880	0	0	0	12,269	14,611	26,880
16,414	18,294	34,708	0	1	1	16,414	18,295	34,709
10,991	12,478	23,469	1	0	1	10,992	12,478	23,470
182,848	217,211	400,059	18	18	36	182,866	217,229	400,095
5,696	6,857	12,553	0	0	0	5,696	6,857	12,553
7,327	8,892	16,219	0	0	0	7,327	8,892	16,219
5,940	7,076	13,016	0	4	4	5,940	7,080	13,020
18,963	22,825	41,788	0	4	4	18,963	22,829	41,792
3,869	4,559	8,428	0	0	0	3,869	4,559	8,428
4,114	4,754	8,868	0	0	0	4,114	4,754	8,868
7,983	9,313	17,296	0	0	0	7,983	9,313	17,296
4,503	5,314	9,817	0	0	0	4,503	5,314	9,817
4,093	4,845	8,938	0	0	0	4,093	4,845	8,938
3,975	4,669	8,644	0	1	1	3,975	4,670	8,645
12,571	14,828	27,399	0	1	1	12,571	14,829	27,400
5,977	6,941	12,918	0	0	0	5,977	6,941	12,918
1,940	2,186	4,126	0	0	0	1,940	2,186	4,126
5,046	5,872	10,918	1	0	1	5,047	5,872	10,919
4,921	5,648	10,569	0	0	0	4,921	5,648	10,569
1,054	1,271	2,325	0	0	0	1,054	1,271	2,325
1,646	2,094	3,740	0	0	0	1,646	2,094	3,740
20,584	24,012	44,596	1	0	1	20,585	24,012	44,597
8,625	10,299	18,924	0	0	0	8,625	10,299	18,924
6,041	7,058	13,099	3	4	7	6,044	7,062	13,106
5,223	6,290	11,513	0	0	0	5,223	6,290	11,513
2,147	2,443	4,590	0	0	0	2,147	2,443	4,590
22,036	26,090	48,126	3	4	7	22,039	26,094	48,133
5,803	6,706	12,509	6	7	13	5,809	6,713	12,522
87,940	103,774	191,714	10	16	26	87,950	103,790	191,740
270,788	320,985	591,773	28	34	62	270,816	321,019	591,835



## 選挙人名簿登録者数調

区分 町村名	昭和48年 9月10日 現在における 登録者数 (a)	選挙時登 録者数 (b)	補正登 録者数 (c)	まつ消 者数 (d)	今回追加 登録者数 (e)	昭和48年12月2日現 在における名簿登録者数 $a + b + c - d + e = (f)$		
						総数	男	女
大牟田市	119,574	0	0	947	1,978	120,605	54,237	66,368
久留米市	135,421	0	0	1,873	2,727	136,275	62,448	73,827
柳川市	31,790	0	0	325	459	31,924	14,557	17,367
八女市	27,027	0	0	546	460	26,941	12,340	14,601
筑後市	26,752	0	0	290	435	26,897	12,278	14,619
大川市	34,863	0	0	735	616	34,744	16,423	18,321
小郡市	23,170	0	0	345	679	23,504	11,011	12,493
市計	398,597	0	0	5,061	7,354	400,890	183,294	217,596
吉井町	12,559	0	0	164	196	12,591	5,718	6,873
田主丸町	16,247	0	0	179	204	16,272	7,350	8,922
浮羽町	13,010	160	0	145	7	13,046	5,956	7,090
計	41,816	160	0	488	407	41,909	19,024	22,885
北野町	8,414	0	0	85	107	8,436	3,875	4,561
大刀洗町	8,865	0	0	104	126	8,887	4,121	4,766
計	17,279	0	0	189	233	17,323	7,996	9,327
城島町	9,810	0	0	157	169	9,822	4,509	5,313
大木町	8,934	0	0	105	129	8,958	4,107	4,851
三潨町	8,597	0	0	102	149	8,644	3,977	4,667
計	27,341	0	0	364	447	27,424	12,593	14,831
黒木町	12,943	0	0	180	163	12,928	5,983	6,945
上陽町	4,099	0	0	36	59	4,122	1,938	2,184
立花町	10,929	0	0	108	125	10,947	5,057	5,890
広川町	10,512	0	0	115	214	10,611	4,945	5,666
矢部村	2,324	0	0	22	34	2,336	1,060	1,276
星野村	3,741	0	0	38	38	3,741	1,647	2,094
計	44,548	0	0	499	633	44,685	20,630	24,055
瀬高町	18,853	0	0	227	336	18,962	8,656	10,306
大和町	13,027	0	0	115	179	13,091	6,041	7,050
三橋町	11,556	0	0	194	210	11,572	5,247	6,325
山川町	4,562	0	0	25	64	4,601	2,152	2,449
計	47,998	0	0	561	789	48,226	22,096	26,130
高田町	12,567	0	0	255	193	12,525	5,812	6,713
郡計	191,549	160	0	2,356	2,702	192,092	88,151	103,941
第三区計	590,146	160	0	7,417	10,056	592,982	271,445	321,537

## 4 選挙事務報告例による各種報告調

### (1) 開票結果に関する調

当落の別	候補者氏名	得票数	男女別	年齢	党派	新前元別	職業
○	鬼木 勝利	95,333	男	69	公明党	元	党中央統制委員
○	檜橋 進	80,862	男	39	自由民主党	新	団体役員
	待鳥 恵	68,611	男	47	日本社会党	新	福岡県高等学校教職員組合執行委員長
	古賀 治	54,904	男	58	自由民主党	新	薬局経営
	松倉 三郎	32,734	男	49	日本共産党	新	政党役員
	江上 辰之助	31,692	男	55	無所属	新	浜武漁業組合長
	高原 佐久馬	15,231	男	47	無所属	新	会社役員
	原田 敏明	6,356	男	35	無所属	新	筑後政経懇和会会長
法定得票数	19,286.15	供託物没収点	15,428.92	選挙運動法定費用額	3,148,800円		

### (2) 選挙人名簿登録者数に関する調

#### ① 選挙時登録日現在における選挙人名簿登録者数

市郡別	市 部			郡 部			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙人名簿登録者数	183,294	217,596	400,890	88,151	103,941	192,092	271,445	321,537	592,982

#### ② 補正登録により登録された者の数

市郡別	市 部			郡 部			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
補正登録者数	18	18	36	10	16	26	28	34	62

備考 選挙時登録日（12月2日）以降から選挙日当日までに補正登録された者の数である

(3) 有権者数、投票者数及び投票率に関する調

(その1)

市郡別	市 部			郡 部			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
選挙当日の有権者数	182,866	217,229	400,095	87,950	103,790	191,740	270,816	321,019	591,835

(その2)

市郡別	市 部			郡 部			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
投票者数	119,841	144,043	263,884	58,316	69,020	127,336	178,157	213,063	391,220

(その3)

市郡別	市 部			郡 部			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
棄権者数	63,025	73,186	136,211	29,634	34,770	64,404	92,659	107,956	200,615

(その4)

市郡別	市 部			郡 部			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
投票率 (100.00%)	65.53	66.31	65.96	66.31	66.50	66.41	65.79	66.37	66.10

(4) 候補者の届出に関する調

立候補届出期間中に届出をした候補者の数			左記の期間中に死亡し、辞退し又は却下された者の数			立候補届出締切日現在における候補者の数	立候補届出締切日経過後に死亡し、辞退し又は却下された者の数			補充立候補届出期間中に届出をした候補者の数			差引 合計
自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	死亡者	辞退者	却下された者		死亡者	辞退者	却下された者	自ら届出をした候補者の数	推薦届出による候補者の数	計	
8	-	8	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	8

(5) 党派別男女別新前元別候補者（当選者数）に関する調

新前元別		党派別							合計
		自民	社会	公明	民社	共産	諸派	無所属	
新	男	2 (1)	1			1		3	7 (1)
	女								
	計	2 (1)	1			1		3	7 (1)
前	男								
	女								
	計								
元	男			1 (1)					1 (1)
	女								
	計			1 (1)					1 (1)
計	男	2 (1)	1	1 (1)		1		3	8 (2)
	女								
	計	2 (1)	1	1 (1)		1		3	8 (2)

注 ( )内書は当選人数

(6) 職業別候補者数に関する調

( )内当選人数

教育 家	宗教 家	商 業	工 業	農 業	水 産 業	弁 護 士 (弁 理 士 を 含 む)	計 理 士 (税 理 士 を 含 む)	医 師 (歯 科 医 を 含 む)	薬 劑 師	著 述 業	出 版 業	記 者	会 員 (重 役 を 含 む)	政 党 役 員	団 体 役 員	そ の 他 の 職 業	無 職	合 計
		1											1	2 (1)	4 (1)			8 (2)

(7) 選挙運動事務員の届出をした候補者数に関する調

事務員数別		党派別							合計
		自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	諸派	無所属	
30人未満		1	1					1	3
30人～60人				1				1	2
60人以上									
合計		1	1	1				2	5

(8) 年齢別候補者数に関する調

25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上	合計	最高 年齢	最低 年齢	平均 年齢	全候補者 の年齢の 総計
		2 (1)		3		2		1 (1)		8 (2)	69	35	48	399

注 ( )内書は当選人数

(9) 党派別男女別得票数に関する調

党派別 男女別	自民党	社会党	公明党	民社党	共産党	諸 派	無所属	合 計
男	135,766	68,611	95,333	—	32,734	—	53,279	385,723
女	—	—	—	—	—	—	—	—
計	135,766	68,611	95,333	—	32,734	—	53,279	385,723

(10) 落選人に関する調

定数 (A)	候 補 者 数		定数に対す る候補者数 の比率( $\frac{B}{A}$ ) 倍	落選人数 (C) + (D)	落 選 人 数 の 内 訳		
	立候補者 総 数	選挙当日の 候補者数(B)			法第95条第1 項但書の法定 得票数に達し た者の数 (C)	法第95条第1 項但書の法定 得票数に達し ない者の数(D)	左記(D)欄の落 選人のうち法 第93条第1項 の得票数に達 しない者の数
2	8	8	4.0	6	6	2	2

(11) 投票総数、有効投票数及び無効投票数に関する調

投 票 総 数 (A)	有 効 投 票 数 (B)	無 効 投 票 数 (C)	無 効 投 票 率 ( $\frac{C}{A}$ ) (100.00%)
391,220	385,723	5,434	1.39



## (16) 不在者投票の事由に関する調

## (イ) 不在者投票用紙等の請求および交付に関する調

区 分	市郡別	投票用紙等の請求				交 付				
		直 接		郵 便	合 計	直 接	郵 送	計	交付を 拒絶し たもの	合 計
		本 人	代理人							
選挙人の属する市 町村において不在 者投票用紙を交付 したもの	市 部	2,869	2,900	1,101	6,870	5,676	1,194	6,870		6,870
	郡 部	1,496	10	1,503	3,009	1,505	1,498	3,003	6	3,009
	計	4,365	2,910	2,604	9,879	7,181	2,692	9,873	6	9,879
指定市町村におい て他市町村の船員 に不在者投票用紙 を交付したもの	市 部									
	郡 部									
	計									
合 計	市 部	2,869	2,900	1,101	6,870	5,676	1,194	6,870		6,870
	郡 部	1,496	10	1,503	3,009	1,505	1,498	3,003	6	3,009
	計	4,365	2,910	2,604	9,879	7,181	2,692	9,873	6	9,879

## (ロ) 不在者投票の事由に関する調

事由別	市郡別	不在者投票をしたもの
法第49条 第1号 該当者	市 部	1,817
	郡 部	715
	計	2,032
法第49条 第2号 該当者	市 部	1,811
	郡 部	826
	計	2,137
法第49条 第3号 該当者	市 部	4,157
	郡 部	1,407
	計	5,564
法第49条 第4号 該当者	市 部	
	郡 部	
	計	
法第49条 第5号 該当者	市 部	47
	郡 部	9
	計	56
合 計	市 部	6,832
	郡 部	2,957
	計	9,789

## (17) 不在者投票の受理、不受理に関する調

市郡別	投票管理者において受理と決定しかつ拒否の決定をしなかったもの	投票管理者において不受理又は拒否と決定したもの			合 計
		開票管理者において受理と決定したもの	開票管理者において不受理と決定したもの	計	
市 部	6,830		2	2	6,832
郡 部	2,925		2	2	2,957
計	9,785		4	4	9,789

## (18) 不在者投票管理者別不在者投票に関する調

市町村別	選挙人の属する市町村の選管委員長に対してなしたもの	業務地又は旅行地の市町村の選管委員長に対してなしたもの	船長に対してなしたもの	病院院長、老人ホームの長、国立保養所々々長、援護施設又は保護施設の長に対してなしたもの	監獄の長、代用監獄の管理者に対してなしたもの	少年院の長又は婦人導院の長に対してなしたもの	合 計
市	2,842	49		3,929	12		6,832
町村	1,446	13		1,494	4		2,957
計	4,288	62		5,423	16		9,789

## (19) 投票所に使用した施設に関する調

市町村別	市区町村数	投票所数	左 記 の 内 訳				借上料を要した投票所数
			市役所 町村役場	学 校	公会堂	その他	
市	7	119	3	93	1	22	10
町村	19	112		90	2	20	6
計	26	231	3	183	3	42	16



(20) 投票所開閉時刻の繰り上げ、繰り下げに関する調

市区部 郡部別	開始時刻 の繰り上 げのみを 行なった 投票所数	開始時刻 の繰り下 げのみを 行なった 投票所数	開始時刻 を繰り上 げ閉鎖時 刻を繰り 下げた投 票所数	開始時刻 を繰り上 げ閉鎖時 刻を繰り 上げた投 票所数	開始時刻 を繰り下 げ閉鎖時 刻を繰り 下げた投 票所数	開始時刻 を繰り下 げ閉鎖時 刻を繰り 上げた投 票所数	閉鎖時刻 の繰り上 げのみを 行なった 投票所数	閉鎖時刻 の繰り下 げのみを 行なった 投票所数	計	投票所 総 数
市 部										119
郡 部							15		15	112
計							15		15	231

(21) 投票箱の送致に関する調

市町村別	投票の当日開票所 に到着した投票箱	投票の翌日開票所 に到着した投票箱	投票の翌々日以降 開票所に到着した 投票箱	合 計
市	119			119
町 村	112			112
計	231			231

(22) 開票期日別、開票区数、有権者数に関する調

選挙区	計				即 日				翌 日			
	開票区数		有権者数		開票区数		有権者数		開票区数		有権者数	
	実 数	百分比	実 数	百分比	実 数	百分比	実 数	百分比	実 数	百分比	実 数	百分比
3 区	26	100	591,835	100	24	92.3	335,507	56.7	2	7.7	256,328	43.3

(23) 立会人に関する調

市町村別	投票立会人		開票立会人		選挙立会人	摘 要
	投票所数	投票立会人数	開票所数	開票立会人数		
市 部	119	357	7	46		
郡 部	112	339	19	112		
計	231	696	26	158		

(24) 投票管理者及び投票所事務従事者に関する調

市町村別	投票管理者				投票所事務従事者					
	投票管理者	職務代理者	臨時に職務を管理した者	合計	市町村の選挙管理委員会の書記	市町村の職員		学校職員	その他	合計
						吏員	その他の職員			
市 部	119			119	27	1,069	79	10	5	1,190
郡 部	112			112	46	1,008	103	4	9	1,170
計	231			231	73	2,077	182	14	14	2,360

(25) 開票管理者及び開票所事務従事者に関する調

市町村別	開票管理者				開票所事務従事者					
	開票管理者	職務代理者	臨時に職務を管理した者	計	市町村の選挙管理委員会の書記	市町村の職員		学校職員	その他	計
						吏員	その他の職員			
市 部	7			7	35	306	52		9	402
郡 部	19			19	65	553	86		2	723
計	26			26	100	859	138		11	1,125

(26) ポスター掲示場に関する調

有権者数 面積	1千人未満				1千人以上5千人未満			5千人以上1万人未満		1万人以上		合計
	2km未満	2km~4km	4km~8km	8km以上	4km未満	4km~8km	8km以上	4km未満	4km以上	4km未満	4km以上	
	投票所数											
市区	2	2			64	27	6	10	8			119
町村	3	4	6	20	23	36	20					112
計	5	6	6	20	87	63	26	10	8			231
掲示場設置数												
市区	9	12			450	215	54	80	72			892
町村	16	26	42	137	167	315	167					870
計	25	38	42	137	617	530	221	80	72			1,762

## (27) 個人演説会の会場数に関する調

市町村別	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂	法第161条第1項第3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設の数					合計	摘要
	学校	公民館	公会堂	社寺	農業協同組合	商工会議所	その他	計		
市区	178	20	6				18	18	222	
町村	103	17	3				1	1	124	
計	281	37	9				19	19	346	

## (28) 個人演説会の会場使用度数に関する調

市町村別	施設の使用度数						合計		摘要
	法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項第3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設		公費負担	候補者負担	
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担			
市区	17		9		17		43		
町村	19	1	3		2		24	1	
計	36	1	12		19		67	1	

## (29) 立会演説会の開催計画等に関する調

選挙 区別	立会演説会 参加申出期限	立会演説会 開始月日	立会演説会 終了月日	開催 延回数	1回の演説会において演説することのできる候補者の数	班別編成による立会演説会	
						班の数	演説順序決定の期間の数
3	12月4日	12月12日	12月17日	12	8	1	2

## (30) 立会演説会の演説者等に関する調

選挙 区別	立会演説会に参加を 申込んだ候補者数	現に立会演説会に 参加した者の延数	左記のうち代理者の 演説延回数	一候補者の 演説時間	摘要
3	8	96		19分	班別編成

③1 立会演説会の開催度数に関する調

選挙区分	都道府県の指定した選挙管理委員	左記の開催度数	人口五万未満の市区の数	左記市における開催度数	人口五万以上十万人未満の市区の数	左記市における開催度数	人口十万以上十五万人未満の市区の数	左記市における開催度数	人口十五万以上二十万人未満の市区の数	左記市における開催度数	人口二十万以上二十五万人未満の市区の数	左記市における開催度数	人口二十五万以上三十万人未満の市区の数	左記市における開催度数	人口三十万以上の市区の数	左記市における開催度数	合計	
																	開催市区町村数	開催度数
3	3	3	4	4	1	1			2	4							10	12

③2 立会演説会に使用した施設に関する調

市町村別	使用した施設の総数	使用した施設の内訳							
		公立学校	私立学校	公民館	公会堂	議事堂	劇場	社寺	その他
市区	7	1			6				
町村	3	1		1	1				
計	10	2		1	7				

③3 立会演説会の聴衆に関する調

(1) 総括

立会演説会開催の総回数	左記演説会に集合した聴衆総人員数			演説会中					
				最も多く集合した人員数		最も少なかった人員数		平均(総人口÷回数)	
	市部	郡部	計	市部	郡部	市部	郡部	市部	郡部
12	5,817	1,470	7,287	573	388	65	60	646	490

## (四) 会場別

日 時	開催市町	設置の名称	聴 衆 の 数				
			最多数	最少数	延人員	候補者1人当たり平均人員	
12月12日	A	大牟田市	大牟田市民会館	573	200	650	589
	B	瀬高町	瀬高町公民館	215	60	350	146
12月13日	A	久留米市	久留米市民会館	250	100	400	150
	B	柳川市	柳川市民会館	550	200	800	419
12月14日	A	筑後市	筑後市民会館	363	99	424	305
	B	大牟田市	大牟田市民会館	277	187	833	251
12月15日	A	小郡市	小郡小学校講堂	280	70	380	129
	B	八女市	市町村会館	550	170	720	378
12月16日	A	黒木町	黒木町民体育館	296	145	600	233
	B	大川市	大川市民会館	380	65	810	182
12月17日	A	吉井町	吉井小学校講堂	383	92	520	177
	B	久留米市	久留米市民会館	400	100	800	210

## (34) 政党その他の政治団体の政談演説会の開催回数に関する調

自 民 党	社 会 党	公 明 党	民 社 党	共 産 党	諸 派	計
7	1	4		2		14

## 5 市町村の開票開始・終了時刻に関する調

区 分 市町村名	開票開始時刻	同 結 了 時 刻	
大 牟 田 市	24日 8:00	24日 12:30	
久 留 米 市	24日 8:00	24日 12:05	
柳 川 市	23日 20:00	24日 2:45	
八 女 市	23日 20:00	24日 1:30	
筑 後 市	23日 20:00	23日 23:30	
大 川 市	23日 20:00	23日 23:45	
小 郡 市	23日 19:00	23日 23:45	
吉 井 町	23日 19:00	23日 22:55	
田 主 丸 町	23日 19:30	23日 23:10	
浮 羽 町	23日 19:00	23日 22:21	
北 野 町	23日 19:00	23日 22:50	
大 刀 洗 町	23日 19:20	23日 22:15	
城 島 町	23日 19:30	23日 22:40	
大 木 町	23日 19:30	23日 23:10	
三 町	23日 19:20	23日 23:15	
黒 木 町	23日 20:00	23日 23:45	
上 陽 町	23日 20:00	23日 22:30	
立 花 町	23日 19:30	23日 21:50	
広 川 町	23日 19:30	23日 22:30	
矢 部 村	23日 19:30	23日 21:03	
星 野 村	23日 19:30	23日 21:45	
瀬 高 町	23日 19:30	23日 22:25	
大 和 町	23日 19:30	23日 22:30	
三 橋 町	23日 19:30	23日 22:10	
山 川 町	23日 19:30	23日 22:00	
高 田 町	23日 19:30	23日 22:25	

## 6 党派別得票数に関する調

自由民主党	日本社会党	公明党	民社党	日本共産党	諸派	無所属	計
なら橋 80,862  古賀 54,904	まちどり 68,611	おにき 95,333		松倉 32,734		江上 31,692  高原 15,231  はらだ 6,356	
(35.20)	(17.79)	(24.72)		( 8.49)		(13.80)	(100.00)
135,766	68,611	95,333		32,734		53,279	385,723

- ※ ○ 政党順位は衆院解散時の勢力順による。  
○ ( )は得票率を表わす。